

令和3年度答申第1号

令和3年9月3日

印西市長 板倉正直様

印西市情報公開・個人情報保護審査会

会長 伊藤義文

松山下コロナワクチン接種予約システムとの通信回線（オンライン）結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供について（答申）

令和3年8月23日付け印西健第1085号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

第1 結論

松山下コロナワクチン接種予約システムとの通信回線（オンライン）結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供については、妥当と判断する。

第2 実施機関の説明

令和3年9月1日に導入し、同月3日から運用開始を予定している松山下コロナワクチン接種予約システム（以下「予約システム」という。）について、実施機関から次のとおり説明があった。

1 「予約システム」の概要について

市は、新型コロナウイルスのワクチン接種を行うための集団接種会場を増設する予定である。「予約システム」は、接種対象者の接種券番号及び生年月日をクラウドに集積することにより、市民が当該集団接種会場での接種を希望する場合に、本人がWEBで接種予約をするためのシステムである。

なお、予約システムにおける予約方法は、接種対象者の接種券番号及び生年月日を用いてログインし、本人の氏名、電話番号及びメールアドレスを入力後、接種日を選択することにより行う。

2 予約システムにログインした際に表示される情報

市民が予約システムにログインした場合、予約時にあつては接種券番号及び生年月日が、予約後にあつては氏名、生年月日、電話番号、メールアドレス及び予約情報（接種日時、接種場所、ワクチンの種類をいう。）が端末に表示される。

3 オンライン結合の必要性について

市は、新型コロナウイルスのワクチン接種の更なる加速化を図るため、松山下公園総合体育館内に集団接種会場を増設する準備を進めているが、ワクチン接種に必要となるワクチン数の事前把握や接種予約における利便性の観点から、既存の集団接種会場においては既にWEB予約を行っており、増設する集団接種会場での接種予約についても、WEB予約の必要性は変わらない。

一方で、既存の集団接種会場での接種予約に使用している印西市新型コロナウイルスワクチン集団接種予約システムは、1回目、2回目の接種予約を接種予約者が自由に選択できることから、1回目の接種を終えた者が2回目の接種を予約しようとする場合、標準的な接種間隔での予約が困難となることがあり、市民からは1回目の接種に合わせた標準的な接種間隔での2回目の接種予約が可能となる仕組み（以下「2回分セット予約」という。）の構築に関する要望が多かった。

以上を踏まえ、できる限り多くの市民に迅速かつ確実にワクチン接種をしていただき、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病の蔓延その他の健康被害を防止するというワクチン接種の目的を達成するためには、個人情報をオンライン結合することにより接種予約の正確性を担保しつつ、WEB予約が可能となることで、利便性や市民サービスの向上を図ることができ、その上で市民からの要望である2回分セット予約が可能となる本システムが必要である。

4 個人情報を保護するための措置について

予約システムを導入するに当たり、次のような措置を講じることで、接種予約者の個人情報を保護するものとする。

(1) 次の措置により個人情報ファイルへの不正なアクセスを排除する。

ア 接種券に記載される接種券番号及び生年月日による本人認証が必要であり、本人認証がされない場合はそれ以降の画面に遷移し

ない。

イ 予約システムに対する不正アクセス及び許可されていない通信プロトコルを通信回線上にて遮断及び検知通知する。

(2) 次の措置により障害時の個人情報ファイルの安全性を確保する。

ア 予約システムの正常動作を監視するサーバーを設定し、24時間365日の監視を行う。また、予約システムを格納したサーバーは耐震又は免振機能を有し、自家発電設備は空調設備を備えた施設で管理している。さらに、予約システムは、負荷分散装置（ロードバランサーなど）を設置し、人口規模などを勘案したサーバー保存量を確保する。

イ 1日1回、予約システムの全データをバックアップし、バックアップデータは、ファイアウォールやWEBアプリケーションファイアウォールを備えたデータセンターでおよそ10日（10世代）保持する。

(3) 予約システム運営業者は、障害が発生した場合には、あらかじめ取り決めた連絡先に速やかに連絡し、障害が収束するまで適宜情報共有を行う。また、点検など事前に予見される対応のためにシステムが利用できない時間が見込まれる場合は、その日の1週間前までに通知する。

第3 審査会の判断理由

予約システムとのオンライン結合により、2回分セット予約が可能となり、1回目の接種を受けた者が標準的な接種間隔で2回目の接種を受けることによって、新型コロナウイルスのワクチン接種の更なる加速化を図ることができることから、当審査会は、当該オンライン結合について公益上の必要があると認める。

また、予約システムの運用に当たっては、実施機関において第2の4により、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認める。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

答申に関与した委員

伊藤義文、土肥紳一、武田好子、大杉洋平、柳橋幸雄